

4 検疫条件の設定等による輸出環境の整備について

世界の食市場は、アジアを中心に拡大を続けており、2009年の340兆円から2020年の680兆円に倍増すると見込まれている。また、日EU・EPAやTPP11協定、日米貿易協定が立て続けに発効となり、日本を含む巨大な自由貿易圏が形成されるなど、グローバル化が急速に進んでいる。

国内の農林水産物・食品に関わる生産者の所得向上や生産拡大を図るためには、これらの国際的な動向を好機と捉え、日本の農林水産物・食品の価値や強みを生かせる市場を開拓することが不可欠である。

このような中、各自治体においては、地方創生や生産者の所得向上等を目指し、地域性を生かした輸出拡大対策に取り組んでおり、今後、農林水産物・食品の輸出を拡大していくためには、これらの取組を推進し、各自治体や事業者が、国や品目を問わず輸出開拓できるよう、輸出環境整備に積極的に取り組む必要がある。

しかし、現状では、動植物の検疫条件が設定されていないために農産物等の輸出ができない国・地域があるほか、原子力発電所事故に伴う輸入規制を継続している国・地域もある。

については、農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 動植物検疫に係る協議の実施

検疫条件を理由に輸出が行われていない国・地域や品目について、輸入解禁や条件緩和に向け、2国間協議を進めること。

特に、ベトナム、フィリピンをはじめとする東南アジア諸国やアメリカ合衆国と積極的に協議を行うこと。

2. 原子力発電所事故に伴う輸入規制の早期解除に向けた取組

農林水産物・食品に対し、科学的根拠が無く輸入規制を実施している国・地域について、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、その取組状況について、自治体に継続して情報提供を行うこと。

3. 地方の取組への支援

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた地方の取組について、継続的な支援を行うこと。